

茶経営者の皆様へ

茶は、凍霜害による被害を受けやすく、品質などによる価格変動が起きやすい品目です。

今後も起こり得る自然災害等に備えて、公的な保険制度である**農業保険（収入保険、茶共済）**に加入しましょう！

収入保険では**掛金の50%**（積立金は75%）を、茶共済では**掛金の55%**を国が負担します。

青色申告を行っている方は、**収入保険**の加入をお勧めします！

青色申告を行っていない方は、**茶共済**に加入しましょう！

< 収入保険 >

①自然災害はもちろん、**価格の低下**も含め、**茶を含んだ全ての農産物の販売収入の減少**を広く補償します（一番茶はもちろん、二番茶以降の茶も補償の対象です）。

⇒**病気**や**ケガ**で収穫できない場合や、収穫後の**保管中に事故**が生じた場合等も補償します。



病気・ケガ



価格低下



自然災害

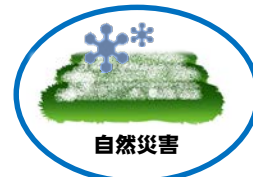
②加入者が自ら生産した農産物に簡易な加工を施し販売するもの（**荒茶、仕上げ茶等**）については、その**販売金額ベース**で補償します。

③保険料率は茶共済（災害収入8割平均2.0%）よりも安く**1.08%**（50%の国庫補助後）です。
※自動車保険のように**保険金を受け取らなければ、毎年保険料率が下がります。**

④保険期間の収入が**基準収入の9割**を下回った場合に補てんします。

< 茶共済 >

①自然災害等による**一番茶の収穫量の減少**を補償します。



自然災害

②**生葉ベース**で補償します。



※ 地域によっては茶共済を実施していない場合があります。

※茶共済に加入している者が、収入保険に切り替える際は、茶共済の**掛金が全額返還**されます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課（03-6744-2175）へお問い合わせください。

農林水産省

収入保険の概要

加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

補てんの仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。

※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。

※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の販売収入が900万円を下回ったときに補てんされます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。

※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、掛捨ての保険料は7.8万円、掛捨てでない積立金は22.5万円、事務費は2.2万円となります。

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、[どちらかを選択して加入](#)します。

加入・支払等のスケジュール

※ 保険期間が平成31年1月～12月の場合のイメージです。

※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。

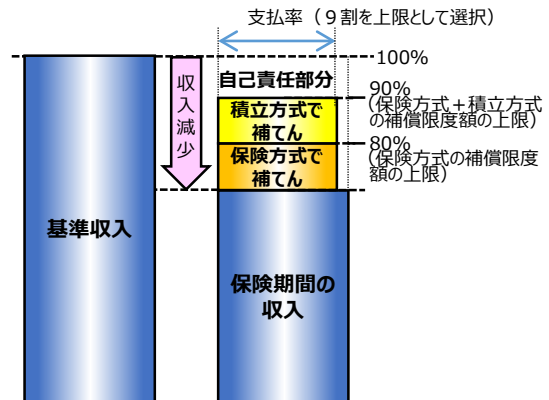


※ 保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）

<収入保険の補てん方式>

(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合



過去5年間の平均収入（5中5）を基本規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定